○国土交通省告示第五百五十七号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の五十の規定に基づき、一般財団法人日本船用品検定協会から登録事項の変更の届出があったので、同法第二十五条の六十二第二号の規定により公示する。

平成二十三年五月三十日　国土交通大臣　大畠　章宏

一　登録を受けた者の変更

㈠　名称の変更

変更前	財団法人日本船用品検定協会
変更後	一般財団法人日本船用品検定協会

㈡　変更年月日　平成二十三年四月一日

○国土交通省告示第五百五十八号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十八条第七項において準用する第二十五条の五十の規定に基づき、一般財団法人日本船用品検定協会から登録事項の変更の届出があったので、同法第二十八条第七項において準用する第二十五条の六十二第二号の規定により公示する。

平成二十三年五月三十日　国土交通大臣　大畠　章宏

一　登録を受けた者の変更の届出があった件

㈠　登録を受けた者の変更

㈡　名称の変更

変更前	財団法人日本船用品検定協会
変更後	一般財団法人日本船用品検定協会

㈡　変更年月日　平成二十三年四月一日

○国土交通省告示第五百五十九号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号。以下「海洋汚染防止法」という。）第十九条の四十九第三項において準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の五十の規定に基づき、一般財団法人日本船用品検定協会から登録事項の変更の届出があったので、海洋汚染防止法第十九条の四十九第三項において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第二号の規定により公示する。

平成二十三年五月三十日　国土交通大臣　大畠　章宏

一　登録を受けた者の変更の届出があった件

㈠　登録を受けた者の変更

㈡　名称の変更

変更前	財団法人日本船用品検定協会
変更後	一般財団法人日本船用品検定協会

㈡　変更年月日　平成二十三年四月一日

○国土交通省告示第五百六十号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号。以下「海洋汚染防止法」という。）第四十三条の九第二項において準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の五十の規定に基づき、一般財団法人日本船用品検定協会から登録事項の変更の届出があったので、海洋汚染防止法第四十三条の九第二項において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第二号の規定により公示する。

平成二十三年五月三十日　国土交通大臣　大畠　章宏

一　登録を受けた者の変更の届出があった件

㈠　登録を受けた者の変更

㈡　名称の変更

変更前	財団法人日本船用品検定協会
変更後	一般財団法人日本船用品検定協会

㈡　変更年月日　平成二十三年四月一日

○国土交通省告示第五百六十一号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号。以下「海洋汚染防止法」という。）第十九条の四十九第三項において準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の五十の規定に基づき、一般財団法人日本船用品検定協会から登録事項の変更の届出があったので、海洋汚染防止法第十九条の四十九第三項において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第二号の規定により公示する。

平成二十三年五月三十日　国土交通大臣　大畠　章宏

一　登録を受けた者の変更の届出があった件

㈠　登録を受けた者の変更

㈡　名称の変更

変更前	財団法人日本船用品検定協会
変更後	一般財団法人日本船用品検定協会

㈡　変更年月日　平成二十三年四月一日

○国土交通省告示第五百六十二号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十八条第七項において準用する第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、次のとおり登録検査機関の登録を更新したので、第二十八条第七項において準用する第二十五条の六十二第一号の規定により、公示する。

平成二十三年五月三十日　国土交通大臣　大畠　章宏

船舶安全法第二十八条第七項において準用する第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、登録検査機関の登録を更新した件

一　登録更新年月日　平成二十三年四月二十五日

二　登録番号　3

三　登録の更新を受けた登録検査機関の名称　財団法人新日本検定協会

四　住所　東京都港区高輪三丁目二十五番二十三号

五　代表者の氏名　石田　隆丸

六　船舶安全法別表第五の上欄に掲げる検査の区分　危険物の収納、積付けその他の運送及び貯蓄に関する技術的基準への適合性の検査

七　危険物の収納、積付けその他の運送及び貯蓄に関する技術的基準への適合性の検査のうち、危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）第百十一条に規定する危険物の積載方法その他の積付けの検査及び同令第百十二条に規定する危険物のコンテナへの収納方法の検査を行う事業所の名称及び所在地